

## あきる野市総合福祉センターの指定管理者について（指定理由書）

### ■あきる野市総合福祉センターについて

施設名称 秋川ふれあいセンター

設置根拠 ・あきる野市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例  
・あきる野市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則

設置目的 高齢者、心身障害者等の福祉の増進及び市民相互のふれあい活動を通じて地域福祉の向上を図るため、設置（条例第1条）

### 1 審査対象団体

社会福祉法人あきる野市社会福祉協議会（以下「社協」という。）

### ■法人の沿革

平成8年4月	旧秋川市と旧五日市町の合併(平成7年9月)に伴い、社協を設立
平成11年6月	高齢者在宅サービスセンター五日市センターを受託
平成12年4月	指定居宅介護支援事業所、指定訪問介護事業所として、社協ケアセンターを開設
平成13年4月	市委託ホームヘルパー派遣事業、手話通訳奉仕員派遣事業、重度視覚障害者ガイドヘルパー派遣事業を受託
平成14年4月	基幹型在宅介護支援センターを受託
平成15年4月	身体・知的障害者及び児童居宅介護事業を開始
平成18年4月	あきる野市障害者通所支援施設（希望の家及びひばり分室）を指定管理者として運営開始
平成20年4月	あきる野市地域包括支援センター五日市はつらつセンターを受託
平成20年4月	高齢者在宅サービスセンターの指定管理者として協定締結 (期間：平成20年4月1日～平成25年3月31日) 地域福祉権利擁護事業を受託
平成21年4月	あきる野市総合福祉センターの指定管理者として協定締結 (期間：平成21年4月1日～平成26年3月31日)
平成25年3月	こすもす福祉作業所が指定障害福祉サービス事業者として指定される。
平成25年4月	成年後見制度推進事業を受託
平成25年9月	あきる野市災害ボランティアセンターの設置等に関する協定をあきる野市と締結
平成25年10月	介護支援ポイント制度事業を受託
平成26年4月	あきる野市総合福祉センターの指定管理者として協定締結 (期間：平成26年4月1日～平成31年3月31日)
平成29年4月	生活支援コーディネーター事業を受託

- 平成31年4月 あきる野市総合福祉センターの指定管理者として協定締結  
(期間：平成31年4月1日～令和6年3月31日)
- 令和3年3月 第5期地域福祉活動計画（令和3年度から令和7年度まで）を策定
- 令和3年4月 成年後見制度利用促進基本計画に基づく中核機関の運営を受託

## 2 現指定管理者に引き続き行わせる理由

あきる野市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第2条第1項第2号の規定に基づき、現指定管理者に管理を引き続き行わせる理由については、次のとおりである。

### (1) 「協定書・事業計画等に沿って適正に指定管理業務を行っていること」について

社協は、協定書、事業計画等に沿って適正に指定管理業務を行っており、これまでのモニタリング評価項目（受付等の業務、施設・設備の維持管理、安全性への配慮、透明性・公平性、効果的・効率的な運営、人員配置・人材育成等、個人情報保護、自主事業の取組及び環境への配慮）についても、全て適正であり総合評価もAである。

### (2) 「施設の利用状況が改善されている又は良好な状態であること」について

社協は、社会福祉法に基づき、あきる野市における社会福祉事業等の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする社会福祉法人で、秋川市社会福祉協議会として平成6年4月のセンター開館当初から、センター内に事務室を置き、活動している。センターの指定管理者としては、平成21年4月から平成26年3月までの5年間、平成26年4月から平成31年3月までの5年間、及び平成31年4月から令和6年3月までの5年間、計15年間、維持管理、運営を行っている。

施設の貸出業務としては、ふれあいホール、第1会議室、第2会議室、第3会議室及び寿の間を市民や団体等に貸し出しており、高齢者、障害者、ボランティア、福祉関係者や団体、一般市民などに広く利用されている。平成27年度には、休館日を毎週水曜日から第1、第3水曜日に変更し、利用できる日数を増やし、安定した利用状況や利用料金収入を得ている。しかし、令和2年度から4年度については、新型コロナウイルス感染症拡大により、施設の休館、利用者数の制限等を実施したため、利用者数や利用料金収入は減少したが、令和5年度については、徐々に利用者数は増加している。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開館日数(日)	335	271	298	334	
施設利用者数(人)	34,542	7,904	10,938	19,238	
利用料(千円)	1,598	323	809	1,252	

施設管理については、ホール利用者の室温調整要望にこまめな調整を行うなど、利用者に合わせた細やかな対応を行っている。新型コロナウイルス感染症対策についても、市の方針等を確認した上で、消毒液の設置や施設利用時における消毒の徹底、利用者名簿の提出などを実施した。施設の老朽化により雨漏りや空調機器等の故障が発生しているが、市への迅速な連絡や臨機応変かつ適切な対応により利用者への影響を最小限に留めている。

1階の事務室は、社協の事務所を置き、ボランティア活動推進事業、地域福祉事業、在宅福祉事業、介護保険事業（居宅介護支援、訪問介護）、障害福祉サービス事業、成年後見制度推進事業などを行っている。

また、高齢者、心身障害者等の福祉の増進及び市民相互のふれあい活動を通じて地域福祉の向上を図ることをセンターの設置理念とし、多くの事業を実施している。

住民相互の助け合い活動として、有償ボランティアによる調理や買い物、掃除や洗濯、病院の送迎等の援助を行っている。また、アトリウムの一角に設置されている喫茶コーナーを障がい者の就労の場として提供しており、多くの市民が利用している。子育て世代への支援として、1階ふれあい広場にキッズスペースを設置して未就学児と親子が立ち寄れる環境を整えると共に、子育て支援に関するボランティアグループの支援を行っている。

市民相互のふれあい活動としては、市内のボランティア活動に関する情報提供や活動のコーディネートを行うと共に、研修などを企画し、ボランティア活動の推進に寄与しており、ボランティア活動の拠点として2階の団体活動室を活用している。

施設運営の面からも、グリーン（園芸）ボランティアやデザインボランティアによる室内外の装飾、昼食時の音楽演奏、福祉喫茶（もろこし畑）への支援、福祉バザーにおける模擬店出店支援など、多くのボランティアと連携し、来場者にとって快適な施設となるよう工夫した運営に取り組んでいる。

さらに、災害時には、社協が災害ボランティアセンターとしての機能を果たすため、災害ボランティア養成講座を開催し、災害ボランティアの事前登録を行うなど、平時から備えている。

このように、社協は、センターの指定管理者として施設を維持管理、運営をしながら、センターを地域福祉の活動拠点として各種事業を実施し「市民の参加と支えあいによるまちづくり」「ともに支え合い笑顔のまちあきる野」を目指して活動を行っており、市民からの信頼を得ていることなどから、安定した行政サービスの提供及び相当程度の事業効果が期待できる。

(3) 「収支計画書に基づく予算執行が適正になされており、施設の収支状況が良好な状態であること」について

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、施設の休館、利用者数の制限等を実施したため、利用者数や利用料金収入が減少したが、光熱水費の支出も減少し、市からの公共施設安定運営補償金により補填することができて

いる。また、令和5年度については、徐々に利用者数は増加している。

経費節減の取組としては、電気使用量削減のため、グリーンカーテンの設置、屋根ガラスに寒冷紗（かんれいしゃ）を設置するなど取り組んでいる。また、デマンド監視装置による電気使用量の調整を行うと共に、サーキュレーターを導入し、エアコンの風量を少なくするなど使用量の削減を実施している。しかし令和4年度については、電気料金の上昇に伴う管理運営経費が不足してしまったため、指定管理料の追加を行った。令和5年度についても、引き続き電気料金の低減に取り組んでいる。

(単位：千円)

項目		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
収入	指定管理料	21,488	20,501	21,539	24,428	
	利用料収入(売上)	1,598	323	809	1,252	
	自主事業収入	0	0	0	0	
	その他の収入	187	680	57	51	
	計	23,273	21,503	22,405	25,731	
支出	人件費	0	0	0	0	
	維持管理経費	23,273	21,503	22,405	25,012	
	自主事業関係経費	0	0	0	0	
	その他の支出	0	0	0	0	
	計	23,273	21,503	22,405	25,012	
収支 (収入－支出)		0	0	0	719	

(4) 「指定管理者となっている団体の経営状況等から、安定的かつ継続的なサービスの提供が認められること」について

社協は、財務諸表から経営状況の安全性・健全性が良好な状況であり、安定した行政サービスの提供が図られると判断できる。

また、上記の(1)から(3)までの内容から、あきる野市公の施設に係る指定管理者制度の運用指針Ⅱ1(3)の「公募によらず、指定管理者を指定することができる場合の要件」を満たすと考えられ、社協が、引き続き、本施設の管理運営を行うことにより、安定した行政サービスの提供及び事業効果が相当程度期待できると判断される。

### 3 指定期間

あきる野市公の施設に係る指定管理者制度の運用指針Ⅱ2(9)アの、「指定の期間は、最短2年、最長5年の範囲内で、公の施設の設置目的や実情等を踏まえて決定する。」に基づき、また、上記2(1)から(3)までの内容から、今後も引き続き安定した事業を見込めるため、指定期間を、令和6年4月から令和11年3

月まで（５年間）とする。

なお、平成２１年４月から数えて指定管理期間が１５年を超えるが、当初から、社協は地域福祉の向上に寄与する団体であると特定される団体であるという理由から非公募のため、あきる野市公の施設に係る指定管理者制度の運用指針Ⅱ 1（４）の「公募により指定した指定管理者を公募によらず引き続き指定することのできる範囲は、競争による効率化やサービスの質の向上などの観点から、公募により指定した日から起算して１０年までとする。」に該当しないため、引き続き非公募とする。

#### ４ 指定管理者の指定管理料

１３３，０５９，０００円（指定期間における総額）

<指定管理料の増額理由について>

現在の指定期間中の指定管理料の総額は１０７，０８３，０００円となっており、今回の更新後の指定管理料の総額１３３，０５９，０００円と比較し、２５，９７６，０００円の増額となっている。

この増額理由については、主に次の３点である。

（１）維持管理経費（光熱水費）の増額（約１，５３０万円）

・電気料金の高騰を踏まえ算定

（２）業務委託費の増額（約９８４万円）

・最低賃金の上昇を踏まえ、各種設備保守点検業務委託費を現在の指定管理期間中の実績に基づき算定

（３）利用料収入の減収見込みに伴う増額（約１７０万円）

・新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、集団での活動やボランティア活動等について感染拡大前の状況に戻るまでには、期間を要することが見込まれるため、コロナ禍前の実績に基づき算定